

業務委託仕様書

1 業務の名称

地域共生社会推進事業業務委託

2 業務の目的

人口減少や少子高齢化の進展により地域の支え合いの機能が弱まり、福祉課題が複雑化・複合化する中、すべての県民が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らしていくためには、「誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う、持続可能な地域共生社会」の実現が不可欠であることから、このことについて、広く県民に対し普及啓発活動等を実施し、地域共生社会推進のための意識醸成を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月26日まで

4 委託料

10,005,775円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

なお、以下のとおり事業ごとに予算上限を定め、事業間での経費の流用は認めないものとする。

- ・ 地域共生社会推進事業：5,958,000円
- ・ 自殺対策推進事業：4,047,775円

また、支払いは、業務完了後の精算払いとする。

5 業務の内容

(1) 地域共生社会推進事業

「誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支え合う、持続可能な地域共生社会」の実現のため、県民一人ひとりがいい意味での「おせっかい」の気持ちを持ち、支え合いの一步を踏み出すことや、「困った時に誰か（何か）に助けを求めることは当たり前である」という県民意識の醸成を図る啓発活動を実施すること。

① テレビ、SNS等を活用した広告等による啓発

- ・ テレビ、SNS等の様々な媒体を活用した広報啓発を実施すること。
- ・ 県民の認知度向上に効果的と思われる広告用素材（画像または動画）を制作すること。
- ・ CM素材は、宮崎県庁動画ポータルサイト「楠並木ちゃんねる」等に掲載している啓発動画を修正の上、活用することも可能とする。

② 講演会の実施

- ・ 県民に高い知名度を誇り、自身の体験談を踏まえた力強いメッセージを発信することができるタレントを講師として起用し、講演会を実施すること。
- ・ 講師への出演交渉、出演に係る手配を行うこと。
- ・ 講演会場は、県有施設など会場使用料の発生しない施設とすること。

③ 支え合いのための啓発企画の実施

地域住民同士がつながり、支え合うきっかけとなる啓発資材の作成などの啓発企画を実施すること。啓発企画は、困っている人への気づきや声かけ、地域の相談先へのつながり方のポイントなどを分かりやすく伝える内容とすること。

- ・ 全世代向けに、幅広く配布可能な啓発資材を作成すること。（例：チラシ等）
- ・ 若年層向けに、若年層が手に取りやすく、それ自体が声かけのきっかけとなるようなコミュニケーション促進ツールを作成すること。（例：シール等）
- ・ 高齢者が日常的に足を運びやすい場所（例：スーパー、金融機関、医療機関、薬局、郵便局等）での啓発企画を実施すること。なお、配付先との調整及び発送業務も実施すること。

(2) 自殺対策推進事業

本県の自殺者数を減少させるため、つらい気持ちや悩みを抱えている方向けに、県内の具体的な相談機関を案内する啓発活動等を実施するとともに、様々な悩みに対応する相談会等を実施すること。

① ワンストップ相談会の開催

- ・ 弁護士や公認心理師等の幅広い相談員が一堂に会し、県民や支援者の様々な悩みにワンストップで対応するオンライン型無料相談会を開催すること。なお、以下の3つの開催方法で実施すること。

【開催方法】

	インターゲット	相談者	相談員
県民向け (相談者端末接続)	10代～50代	自宅等から相談者端末を用いて接続	県庁に設置する相談員会場から、会場端末を用いて接続
県民向け (会場端末接続)	60代～80代以上	県内3ヶ所の相談者会場から会場端末を用いて接続	
支援者向け (相談者端末接続)	高齢者支援に関わる支援者(地域包括支援センター等)	職場等から相談者端末を用いて接続	

ア 県民向け（相談者端末接続）

- ・ 自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）の期間中またはその前後に計2回実施すること。
- ・ 専用申込フォーム等により事前申込を受け付けること。事前申込時に希望する相談団体等を徴取し、相談者と相談対応団体をマッチングさせた運行管理表を作成すること。相談会当日は、運行管理表に基づき相談者と相談員を適切に誘導し、確実に接続すること。

イ 県民向け（会場端末接続）

- ・ 10月～2月の間に1回実施すること。
- ・ 安定した通信環境及び相談者のプライバシーが十分に確保された受付会場、控え室及び相談室の確保が可能な相談者会場を県内3ヶ所に設置すること。

※ 昨年度の開催例

日時	場所		相談人数
令和8年 1月24日（土）	相談員会場	県庁防災庁舎	-
	日南会場	日南市テクノセンター	8名
	小林会場	小林市文化会館	9名
	日向会場	大王谷コミュニティセンター	12名

ウ 支援者向け（相談者端末接続）

- ・ 1回以上開催すること。実施時期は県と協議の上、決定すること。
- ・ 専用申込フォーム等により事前申込を受け付けること。事前申込時に希望する相談団体等を徴取し、相談者と相談対応団体をマッチングさせた運行管理表を作成すること。相談会当日は、運行管理表に基づき相談者と相談員を適切に誘導し、確実に接続すること。

エ 共通事項

(7) 相談体制の構築

- ・ ユーザーID登録等が不要であり、専用アプリ等を使用せずに相談対応が可能な環境を構築すること。
- ・ 相談枠を同時に3つ以上開設し、並行して相談対応が可能な環境を構築すること。
- ・ プライバシーに配慮した個別の通信環境を確保すること。

(1) 開催広報

各メインターゲットに応じた効果的な開催広報を実施すること。なお、以下の広

報手法を用いた広報は必須で行うこと。さらに、他に効果が期待できる広告方法があれば企画提案書へ記載すること。

- ・ 県民向け（相談者端末接続）
SNS広告（Instagram等）を実施すること。
- ・ 県民向け（会場端末接続）
新聞折り込みチラシ広告を実施すること。
- ・ 共 通
県や市町村等周知用のチラシ及びポスターを制作すること。チラシは各回1,500枚以上、ポスターは各回100枚以上制作すること。いずれも、裏面に相談窓口を掲載するなど、ワンストップ相談会終了後も掲示可能なデザインとすること。なお、「支援者向け（相談者端末接続）」についてはチラシデザインの制作のみとし、印刷は不要とする。

(ウ) 謝金の支払い

相談対応団体に対して、以下の基準により、謝金を支払うこと。なお、相談員用のお弁当及びお茶を用意すること。

- ・ 県民向け（1ブースあたり31,000円）
宮崎県弁護士会（2ブース）、宮崎県司法書士会、宮崎県看護協会、宮崎県公認心理師・臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士協会、宮崎自殺防止センター（各1ブース）
- ・ 支援者向け：1時間あたり10,000円
精神科医、宮崎県公認心理師・臨床心理士会、宮崎県精神保健福祉士協会

② 精神科等早期受診促進の普及啓発

- ・ 不眠やだるさといった身体症状をうつ病のサインとして認識し、ためらうことなくかかりつけ医や専門医へ受診・相談することについて啓発するテレビCMを放映すること。
- ・ 放映するテレビCMは、過年度県において作成したものを使用すること。

③ 事業者向け自殺予防研修会

- ・ 働き盛り世代への自殺対策として、県内企業の経営者等を対象に、従業員のメンタルヘルスの重要性を周知する研修会を開催すること。なお、委託料のうち50万円を上限に実施すること。
- ・ 自死遺族による語りなど、自殺対策を他人事ではなく、組織として取り組むべき身近な課題であると強く訴えかける内容とすること。
- ・ 研修会場は、県有施設など会場使用料の発生しない施設とすること。

- ・ 参加者数の目標は 50 社以上とし、必要な広報を実施すること。

④ オーバードーズ予防啓発

- ・ オーバードーズ（※）が若者を中心に広がりつつあることを踏まえ、薬局等と連携し、自殺予防ポータルサイト「ひなたこころサポート」等の相談窓口について情報提供する啓発企画を実施すること。

※ 風邪薬や咳止め薬などを、本来の効能効果ではなく、精神への作用を目的として過剰に服用すること。

⑤ ポケット版こころの電話帳の作成・配布

- ・ 特に中高年層に対して、県内の相談窓口等を掲載したミニサイズの電話帳を 20,000 部（県へ納品 8,000 部、県内発送 12,000 部）作成すること。悩みを抱えた方が手に取りやすく、啓発効果が期待できる配付先と調整の上、発送すること。なお、デザインは、令和 7 年度に県が作成したポケット版「こころの電話帳」を基調に作成することとし、原稿は、県が支給する。

- ・ 仕様は、90mm×55mm カラー印刷とする。

- ・ 昨年度の配布機関は、以下のとおり。

金融機関、サテライト宮崎、ボートレースチケットショップ、スーパー等

⑥ 免許返納時の啓発手帳のデザイン修正

- ・ 令和 7 年度に県が作成した「相談窓口のすすめ」の掲載内容を一部修正すること。なお、修正原稿は、県が支給する。

⑦ 自殺予防週間及び自殺対策強化月間ポスター等の発送

- ・ 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に係るポスター、県内相談窓口一覧リーフレット等の袋詰め及び発送を行うこと。
- ・ 送付物（ポスター、県内相談窓口一覧リーフレット等）、送付先住所データ及び封筒は県が用意する。（県内約 700 件）

6 成果報告書の作成

成果報告書一式（電子データ及び紙媒体）

7 その他

- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。
- ・ 業務進捗にあたっては、各事業の業務スケジュール表（進捗管理表）を作成し、県の

担当者と共有すること。